

富岡町水産業共同利用施設 指定管理者 業務仕様書

1. 適用

本業務仕様書は、富岡町水産業共同利用施設（以下「共同利用施設」という）の管理運営に係る業務について適用する。

2. 施設概要

名 称	位 置	敷地占有面積	建物等概要
漁具倉庫	富岡町 大字仏浜字釜田 619 番地の一部、 639 番地の一部	1,263.82m ²	延床面積 354.04m ²
研 修 室		（上記に含む）	延床面積 82.78 m ²
上架施設		770.82 m ²	ウインチ小屋 延床面積 20.7 m ² 、レール 60m、台車 1 台、高圧洗浄機 1 台

3. 指定管理料

指定管理料については、支払わないものとします。

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用しています。

利用料金については、町が条例で定める額の範囲内で指定管理者が定めることができます。

指定管理者は、利用者が支払う利用料金や指定管理者が自ら企画・実施する自主事業の収入を自らの収入とすることができます。

指定管理者は、施設の利用に関し収受できる利用料金を施設の管理等に必要な経費に充てるものとし、赤字となる場合、町からの補填は原則行いません。

ただし、天災等その他特殊事情により指定管理者の責めに帰しないと認められる場合は、この限りではありません。

4. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 4 年 3 月 3 1 日

5. 業務内容

施設管理の業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 水産業の振興と漁業者の経営の安定を図るため、富岡町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例に基づき共同利用施設の管理を行うこと。
- (2) 共同利用施設の維持管理に関する業務
 - ① 管理責任者を配置し、その氏名を報告すること。
 - ② 共同利用施設の維持管理に関わる清掃・ゴミ処理等の一般的な管理業務を行うこと。
 - ③ 共同利用施設設備の保守点検及び安全・衛生に関わる業務を行うこと。
 - ④ その他、共同利用施設運営上必要な管理業務を行うこと。
- (3) 年間事業計画書
 - ① 毎年度当初、年間の事業計画書を作成し 4 月 1 0 日までに提出する。

- ② その他、町が必要と認める事項
- (4) 共同利用施設の目的を効果的に達成するための(1)から(3)までに付随する業務
- (5) その他、共同利用施設の維持管理に必要な業務については、町及び指定管理者の両方で協議により定める。

6. 使用期間及び使用時間

- ① 使用期間は令和9年4月1日～令和14年3月31日までとする。
- ② 使用時間は24時間とする。
- ③ 使用期間及び使用時間を変更する場合は町と協議すること。

7. 使用者の安全確保

(1) 使用者の安全確保のための留意事項

- ① 犯罪・事故・災害などの発生時の対応として、十分な対策を講じること。
- ② 定期的に共同利用施設の安全確認を行い、施設の不備などが原因となる事故が発生しないように管理すること。
- ③ 共同利用施設を留守にする際は、戸締り、火の元確認、消灯など行い、異常がないか確認する。異常があれば速やかに対処するとともに、町に報告しその後の措置等について協議すること。
- ④ 当該施設は津波災害警戒区域に立地するため、気象庁の津波警報等の発表時や強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は県・町の避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることを使用者に対して周知、徹底させること。

(2) 事故等に関わる事務の流れ

- ① 事故が発生したら、速やかに町に口頭で報告すること。
- ② 施設・設備・備品等の損傷、滅失が発見されたときは、事故発生後3日以内に「事故報告書」を町に提出すること。
- ③ 修復が必要な事故が発生した場合においては、町と協議し、施設の保険・共済の手続きに従って速やかに修復を行うものとする。ただし、全損あるいは滅失となった事故の場合は除く。

8. 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律を遵守し、共同利用施設管理業務を実施する上で得られる個人情報の取扱いに注意すること。

9. 経費負担

経費負担区分は、次に掲げる項目全てを指定管理者が負担する。その他、新たに経費負担が生じるものについては、町及び指定管理者の協議により定める。

- ① 土地及び水面の使用に伴う占用料
- ② 施設の保守・点検・修繕費
- ③ 光熱水費
- ④ 回線使用料
- ⑤ 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査手数料
- ⑥ 消防設備の保守点検（消火器の詰め替え、交換を含む）

⑦NHK 等電波受信料

10. 業務を実施することに当たっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、関係法令、条例等を遵守し水産業の振興という設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が共同利用施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を新たに作成する場合は、町と協議を行うこと。
- (3) 各種規定がない場合は、町の諸規定に準じて業務を実施すること。

11. 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び実施について疑義が生じた場合は、町と協議し決定する。